

令和4年度奈良県における障害者虐待の状況について

1. 相談・通報・届出の状況と虐待の事実が認められた件数

(1) 相談・通報・届出の受理件数及び虐待の事実が認められた件数 (単位: 件)

	総数	養護者による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者による虐待
相談・通報・届出受理件数	75	27	32	16
うち県による受理	24	0	9	15
うち市町村による受理	51	27	23	1
虐待の事実が認められた件数	23	11	7	5

(2) 相談・通報・届出を行った人の内訳 (単位: 人)

	総数	養護者による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者による虐待
本人	13	4	3	6
家族・親族	7	0	6	1
近隣住民・知人	1	0	1	0
民生委員	0	0	0	0
医療機関関係者	3	3	0	0
教職員	3	0	3	0
相談支援専門員	7	5	2	0
施設・事業所の職員	15	4	11	0
虐待者自身	0	0	0	0
警察	10	8	1	1
当該市町村行政職員	2	2	0	0
運営適正化委員会	0	0	0	0
介護保険法に基づく居宅 サービス事業等従事者等	1	1	0	0
成年後見人等	0	0	0	0
その他	14	0	6	8
合計	76 (75)	27 (27)	33 (32)	16 (16)

※合計欄の()内は事案受理件数。相談・通報・届出者毎の計上の延べ件数。

2. 虐待の種別

(単位: 件)

	総数	養護者による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者による虐待
身体的虐待	14	8	6	0
性的虐待	1	1	0	0
心理的虐待	9	2	6	1
放棄・放置(ネグレクト)	0	0	0	0
経済的虐待	7	2	1	4
合計	31 (23)	13 (11)	13 (7)	5 (5)

※合計欄の()内は虐待の事実が認められた件数。虐待の種別毎の計上の延べ件数。

3. 虐待を受けた人の状況

(1) 虐待を受けた人の障害種別

(単位:人)

	総数	養護者による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者による虐待
身体障害	9	5	3	1
知的障害	18	5	9	4
精神障害(発達障害除く)	6	6	0	0
発達障害	0	0	0	0
その他の心身の機能の障害	2	2	0	0
不明	0	0	0	0
合計	35 (23)	18 (11)	12 (7)	5 (5)

※合計欄の()内は虐待の事実が認められた件数。虐待を受けた人の障害種別毎の計上の延べ件数であり、また、1案件につき虐待を受けた人毎の計上の延べ件数。

(2) 虐待を受けた人の性別

(単位:人)

	総数	養護者による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者による虐待
男性	15	4	6	5
女性	10	7	3	0
不明	0	0	0	0
合計	25 (23)	11 (11)	9 (7)	5 (5)

※合計欄の()内は虐待の事実が認められた件数。1案件につき虐待を受けた人毎の計上の延べ件数。

(3) 虐待を受けた人の年齢

(単位:人)

	総数	養護者による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者による虐待
19歳以下	2	0	2	0
20歳~29歳	5	2	1	2
30歳~39歳	4	1	2	1
40歳~49歳	3	0	2	1
50歳~59歳	8	6	2	0
60歳~64歳	1	1	0	0
65歳以上	1	1	0	0
不明	1	0	0	1
合計	25 (23)	11 (11)	9 (7)	5 (5)

※合計欄の()内は虐待の事実が認められた件数。1案件につき虐待を受けた人毎の計上の延べ件数。

4. 虐待を行った人の状況(虐待を受けた人からみた続柄)

	総数	養護者による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者による虐待
父	1	1	0	0
母	2	2	0	0
夫	3	3	0	0
妻	0	0	0	0
息子	0	0	0	0
娘	0	0	0	0
息子の配偶者(嫁)	0	0	0	0
娘の配偶者(婿)	0	0	0	0
兄弟姉妹	6	6	0	0
祖父	0	0	0	0
祖母	0	0	0	0
障害者福祉施設従事者	14	0	14	0
その他	6	1	0	5
不明	0	0	0	0
合計	32 (23)	13 (11)	14 (7)	5 (5)

※合計欄の()内は虐待の事実が認められた件数。1案件につき虐待を行った人毎の計上の延べ件数。

5. 法第二十条に基づく公表事項 (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況)

	虐待の内容	虐待に対して採った措置	施設等の種別	従事者等の職種
1	身体的虐待等	改善計画の受理等	障害者支援施設	生活支援員
2	心理的虐待	事業所への指導等	放課後等デイサービス	設置者・経営者
3	身体的虐待等	事業所への指導	障害者支援施設	生活支援員
4	身体的虐待等	事業所への指導	障害者支援施設	生活支援員
5	心理的虐待	改善計画の受理等	就労継続支援B型	就労支援員
6	身体的虐待	事業所への指導	障害者支援施設	生活支援員
7	身体的虐待	事業所への指導等	障害者支援施設	指導員

(参考)令和3年度の状況

対象期間: 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位: 件)

	総 数	養護者による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者による虐待
相談・通報・届出受理件数	78	29	36	13
うち県による受理	15	0	4	11
うち市町村による受理	63	29	32	2
虐待の事実が認められた件数	28	10	11	7

「障害者虐待」の定義

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待
①身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。		
②性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。		
③心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	
④放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
⑤経済的虐待	養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。	

厚生労働省・社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域移行・障害児支援室
発行 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成

「障害者」とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者手帳を取得していない場合も含まれる）

「養護者」とは

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの

「障害者福祉施設従事者等」とは

障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業所等」に係る業務に従事する者

「使用者」とは

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者